改正後	改正前
8　「【返還金振込先】」の欄には、次の要領で返還金を受けるべき返還請求人又は代理人の銀行口座について記載する。「【金融機関名】」には「○○銀行（金庫）○○支店」のように、「【口座種別】」には、「普通預金」又は「当座預金」の別を、「【口座番号】」には「○○○○○○○」のように口座番号を、「【フリガナ】」には必ず片仮名で口座名義人の振り仮名を、「【口座名義人】」には当該口座の名義人の氏名又は名称をそれぞれ記載する。指定立替納付者による納付においては、【金融機関名】、【口座種別】、【フリガナ】、【口座名義人】及び【口座番号】には「―」のようにハイフンを記載する。	8　「【返還金振込先】」の欄には、次の要領で返還金を受けるべき返還請求人又は代理人の銀行口座について記載する。「【金融機関名】」には「○○銀行（金庫）○○支店」のように、「【口座種別】」には、「普通預金」又は「当座預金」の別を、「【口座番号】」には「○○○○○○○」のように口座番号を、「【フリガナ】」には必ず片仮名で口座名義人の振り仮名を、「【口座名義人】」には当該口座の名義人の氏名又は名称をそれぞれ記載する。
9～11　［略］	9～11　［略］
様式第20の2（第18条の3関係）	**様式第20の2**（第18条の3関係）
意匠法第26条の2第1項の規定による請求に基づく国際登録を基礎とした意匠権の移転があつたことによる意匠登録証交付請求書	意匠法第26条の2第1項の規定による請求に基づく国際登録を基礎とした意匠権の移転があつたことによる意匠登録証交付請求書
（平成　　年　　月　　日）	（平成　　年　　月　　日）
特許庁長官　　殿	特許庁長官　　殿
1　意匠登録番号	1　意匠登録番号
2　意匠権者	2　意匠権者
住所（居所）	住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）	（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）　　㊞	氏名（名称）　　㊞
（国籍・地域）	（国籍）
3　代理人	3　代理人
住所（居所）	住所（居所）
（電話又はファクシミリの番号）	（電話又はファクシミリの番号）
氏名（名称）　　㊞	氏名（名称）　　㊞
4　国際事務局へ国際登録の所有権の変更を申請した日	4　国際事務局へ国際登録の所有権の変更を申請した日
5　添付書類の目録	5　添付書類の目録
⑴　意匠法第26条の2第1項の規定による請求に基づく意匠権の移転を証明する書面　1通	⑴　意匠法第26条の2第1項の規定による請求に基づく意匠権の移転を証明する書面　1通
⑵　（　　通）	⑵　（　　通）
［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（商標法施行規則の一部改正）

第四条　商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特許法施行規則等の準用）	（特許法施行規則等の準用）
第二十二条　特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第七号、第八号及び第十七号並びに第三項第七号、第四条の四、第十一条、第十一条の二から第十一条の二の三まで、第十二条、第十三条の二、第十三条の三並びに第十九条を除く。）並びに第二十七条の二の三第一項、第二十八条の二及び第二十八条の三（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録	**第二十二条**　特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第七号、第八号及び第十七号並びに第三項第七号、第四条の四、第十一条、第十一条の二から第十一条の二の三まで、第十二条、第十三条の二、第十三条の三並びに第十九条を除く。）並びに第二十七条の二の三第一項、第二十八条の二及び第二十八条の三（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録